

設計・施工一括発注方式（条件付一般競争）試行要領の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
設計・施工一括発注方式（条件付一般競争）試行要領	設計・施工一括発注方式（条件付一般競争）試行要領
<p>第1条～第5条 略</p> <p>（入札参加資格確認申請等）</p> <p>第6条 入札参加資格の確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、入札公告の日の翌日から起算して15日（佐賀県の休日に関する条例第1条に規定する県の休日及び8月13日から8月15日の期間（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、入札参加資格確認申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）及び次の各号に掲げる添付書類を一部提出するものとする。</p> <p>（1）～（7）略</p> <p>2 略</p> <p>第7条～第15条 略</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則 この要領は、平成18年10月1日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則 この要領は、令和2年4月10日から施行する。</p>	<p>第1条～第5条 略</p> <p>（入札参加資格確認申請等）</p> <p>第6条 入札参加資格の確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、入札公告の日の翌日から起算して15日（佐賀県の休日に関する条例第1条に規定する県の休日、<u>4月30日から5月2日</u>及び8月13日から8月15日の期間（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、入札参加資格確認申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）及び次の各号に掲げる添付書類を一部提出するものとする。</p> <p>（1）～（7）略</p> <p>2 略</p> <p>第7条～第15条 略</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則 この要領は、平成18年10月1日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則 この要領は、令和2年4月10日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>附 則</u> <u>この要領は、令和3年6月15日から施行する。</u></p>